

2011年1月27日

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会
(第5回)へのコメント

相澤英孝

日本においてクラウド・コンピューティングを促進するための
対応策の必要性

平成23年1月18日及び20日に、最高裁判所は、公衆送信権を広く認める判決を下している。この裁判例によれば、日本国内で、クラウド・コンピューティング・サービスを行う事業者には、著作権侵害になるのではないかという不安を抱かせる虞がある。この影響は、ひとり、サービス産業ばかりではなく、この産業に関連する技術産業にも大きな影響を与えることになる。

問題が生じてから法改正を行うという政策をとるならば、検索エンジンと同じように、日本国内に、サービス事業者が無くなり、関連産業の発展が進まなくなるという虞がある。クラウド・コンピューティングの経済に対する影響は、検索エンジンよりも大きいものであることが想定され、日本の空洞化がさらに進むことになりかねない。

日本の空洞化を避け、日本のクラウド・コンピューティング産業（関連産業を含む）の発展を目指すためにも、早期の対応を必要である。